

思いやりあふれるまちへ

わたしたちの住むまちには、さまざまな人がいます。誰もが同じように学び、働き、暮らす権利を持っています。4月1日から「障害者差別解消法」が施行されます。この機会に障がいについて考えてみましょう。

障害者差別解消法とは

障害者差別解消法は、国や市区町村といった行政機関、会社や商店などの民間事業者における「障がい」を理由とする差別をなくし、全ての人が障がいのあるなしに関わらず、お互いの人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会をつくるための法律です。

この法律により、障がいのある人への「合理的配慮の不提供」と「不当な差別的取り扱い」が禁止されます。対象となる「障がいのある人」は、障がいのある全ての人を対象となり、障害者手帳を持っていなくても対象となります。**合理的配慮の不提供**

障がいのある人が困っているとときに、その人の障がいに合ったや

り方で援助することを合理的配慮といい、その不提供を禁じています。

例えば、聴覚障がいのある人に声だけで伝える、視覚障がいのある人に書類を渡すだけで読み上げない、知的障がいのある人に分かりやすく説明しないことなどがあります。

これらは、障がいのない人にはきちんと情報を伝えているのに、障がいのある人には伝えていないこととなります。

不当な差別的取り扱い

障がいを理由として、正当な理由なくサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけたりするような行為を禁じています。

例えば、「障がいがある」という理由だけでスポーツクラブに入

障がい者への支援の例

視覚障がいのある人には、具体的な言葉で状況を説明する。誘導を頼まれたときは服をつかんでもらい、半歩先を歩く



聴覚障がいのある人には、手話や筆談のほか、身振り手振り、図、イラストを使うなど伝える工夫をする



車いすの人が段差や狭い通路などで困っていたら、声を掛けて手伝う



知的障がい・精神障がいのある人の中には、同じことを繰り返し尋ねたり、理解するのに時間がかかったりする人がいます。そのような人には、簡単なメモを渡したり、図やイラストを使ったりなど伝える工夫をする



障がいのある人のためのマーク



障害者のための 国際シンボルマーク

障がいのある人が利用できる建物・施設であることを明確に表すマークです。

身体障害者標識

肢体不自由であることを理由に免許に条件を付けられている人が車に表示するマークです。



聴覚障害者標識

聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付けられている人が車に表示するマークです。



盲人のための 国際シンボルマーク

視覚障がいのある人の安全やバリアフリーに考慮された建物・設備・機器などに付けられているマークです。

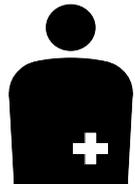


耳マーク

聞こえが不自由なことを表すマークです。

オストメイトマーク

人工肛門・人工ぼうこうを造設している人(オストメイト)のための設備があることを表すマークです。



ハート・プラス マーク

身体内部(心臓・腎臓など)に障がいのあることを表すマークです。

会させないこと、アパートを貸さないこと、車いすだからといって入店を断ることなどがあります。これらは、障がいのない人とは違う扱いを受けているので、不当な差別的取り扱いといえます。

あなたの できることから始めよう

まちで障がいのある人に会ったとき、あなたはどうしますか。専門的知識や経験がなくても、障がいのある人へ簡単な援助をすることはできます。

困っている人を見掛けただけ、勇気を出して声を掛けてください。ただし、障がいの程度は人によってさまざまです。必要に応じて配慮が大切です。

まずは援助を必要としているか聞いてみましょう。援助の方法も状況によりさまざまですが、「障がい者への支援の例」(2ページ)を参考にしてください。

障がいに関する1つの 相談窓口

市や県では、次の相談窓口を開設しています。

市障がい者福祉課

障がいについての相談のほか、障がい者福祉サービスや障がいに関する制度など、さまざまな相談を受け付けます。

電話番号 20・1539

FAX 24・2367

ほつとすまいるセンター

障がいについての相談のほか、日常生活で気掛かりになっていることなど、さまざまな相談を受け付けます。

電話番号 27・1106

FAX 27・1065

障がいのある人への差別に関する 相談窓口

障がいを理由に差別されたり、つらい思いをしたら相談してください。

電話番号 043・486・59

91(県印旛健康福祉センター内)

FAX 043・486・277

7

虐待に関する通報

障がいのある人が虐待されていると気付いたときは、市の担当窓口に通報することが義務付けられています。

虐待に気付いた人は連絡してください。通報した人の情報が漏れることはありません。匿名での通報も受け付けます。

市障がい者虐待防止センター

電話番号 22・2050(障がい者福祉課内)

※くわしくは障がい者福祉課(☎20・1539)へ。

視覚障がい者に「声の広報」を届けます

視覚障がい者を対象に広報なりたや議会だよりをCDやテープに収録した「声の広報」を無料で郵送しています。

声の広報は、市内のボランティアグループ・さくら草の皆さんが朗読・録音したものを「視覚障害者総合支援センターちば」を通じて郵送します。

※くわしくは障がい者福祉課(☎20-1539)へ。

日時=3月19日(土) 午後1時30分~3時30分

会場=市役所6階大会議室

内容=障害者差別解消法の施行に向けて、差別や偏見のない、誰もが暮らしやすい地域をつくるために自分たちができることを学ぶ

参加費=無料

※参加を希望する人は当日直接会場へ。くわしくは障がい者福祉課(☎20-1539)へ。

講

演

会